

詳しくは WEB サイト  
をご覧ください。

# 「有機農産物新規取扱支援」

～有機農産物の生産・販売拡大支援～

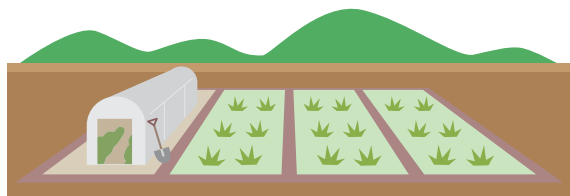
## 本事業の取り組みについて

有機農産物の市場拡大に向けて、有機農産物を取り扱う食品事業者や流通事業者と有機農産物を生産する農業者が新たに取引契約を締結した際に、有機農産物以外の農産物を取り扱った場合と比較した有機農産物の取引価格の掛かり増し経費を、一定の範囲内で支援する取組です。

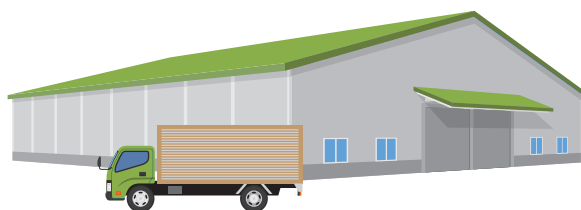
## 補助対象対象者と取引

上限  
300万円  
1 補助対象者あたり

- 有機農産物を生産する有機農業者・団体  
(環境保全型農業直接支払交付金の有機農業の取組対象の農産物及び農業者含む)
- 食品事業者 (小売事業者、飲食サービス事業者、加工食品製造事業者)
- 流通事業者 (食品事業者と取引がある者に限る)  
※ 令和3年度以前から農産物の取引実績があること。  
※ 団体・組合・事業等の存在・拠点等が不明瞭な場合は、対象から除外される場合があります。  
※ 申請は取引を行う農業者・事業者どちらでも可能ですが、補助を受けれるのは申請された一方のみです。  
※ 重複・トラブルを防ぐ為、申請された際に取引相手へも確認のご連絡をさせていただきます。



有機農産物農業者・団体



食品事業者・流通事業者

有機農産物を生産する農業者との直接取り引きのみが対象

## 補助条件 (抜粋)

- 新規の品目もしくは新規の取引先である事。
- 当事業の施行から令和5年1月末の間に取引された有機農産物である事。
- 取引にかかわる「有機農業者」「品目」「事業者 (食品・流通)」の内、いずれかが新規の品目もしくは取引先である事。
- 対象期間中の取引合計金額が50万円以上もしくは、100kg以上である事。

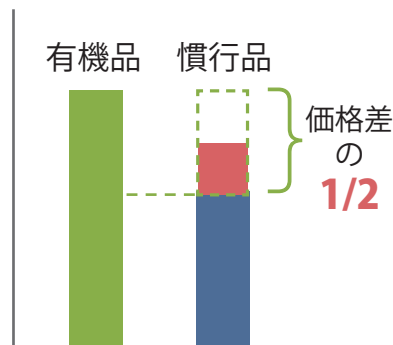
## 補助対象となる経費

### 農業者が申請する場合

販売した有機農産物の価格と、比較対象となる農産物 (有機農産物以外) の価格の差額の1/2が補助対象となります。

### 事業者が申請する場合

仕入れた有機農産物の価格と、比較対象となる農産物 (有機農産物以外) の価格の差額の1/2が補助対象となります。



※比較対象となる有機農産物以外の農産物の価格が不明瞭な場合は、補助対象とならない可能性があります。

# 事業の手続きの流れ

